

手続名
国民健康保険一部負担金減免並びに徴収猶予申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線314）

手続説明

- ・概要
失業その他、特別な事情により生活が困難となり、医療機関の窓口での一部負担金の支払が困難な場合に、申請により減免（減額）される制度です。
- ・対象者
以下の基準1から4のいずれかひとつにでも該当することで、生活が著しく困難となった世帯が対象となります。
 1. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、死亡し、若しくは重度身体障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき
 2. 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき
 3. 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
 4. その他、一部負担金の減免又は徴収猶予を受けることが相当と認められるとき

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・国民健康保険被保険者証

手続詳細URL
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika_ku_kyufu/2010-0510-2112-138.html

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
あり